(五)　地域における生活環境の整備等

(1)　国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一〇条第一項関係）

(2)　国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一〇条第二項関係）

(六)　その他の手話の習得の支援

国及び地方公共団体は、㈠に定めるもののほか、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行う上での困難を有することとなった者であって手話を必要とするものその他手話を必要とする者がその希望により手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び助言、手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一一条関係）

(七)　手話文化の保存、継承及び発展

(1)　国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一二条第一項関係）

(2)　(1)の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとすることとした。（第一二条第二項関係）

(八)　国民の理解と関心の増進

(1)　国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一三条第一項関係）

(2)　国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一三条第二項関係）

(九)　手話の日

(1)　国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日を設けることとした。（第一四条第一項関係）

(2)　手話の日は、九月二三日とすることとした。（第一四条第二項関係）

(3)　国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとすることとした。（第一四条第三項関係）

(一〇)　人材の確保等

国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一五条関係）

(二)　調査研究の推進等

(1)　国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一六条第一項関係）

(2)　国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一六条第二項関係）

(三)　国際交流の推進

国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際的交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一七条関係）

(三)　意見の反映

国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとすることとした。（第一八条関係）

3　施行期日等

(一)　この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第二項関係）

(二)　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇デジタル庁組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第二二四号）

一　デジタル庁組織令の一部改正関係

1　デジタル庁に総括審議官を設置することとした。（第二条関係）

2　デジタル庁に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第二条関係）

二　職員の退職管理に関する政令の一部改正関係

国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第二項の国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職について、デジタル庁に置かれる総括審議官の設置に伴う改正を行うこととした。（第一三条第一項第一〇号関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二二五号）（内閣官房）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月一日とすることとした。

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二二六号）（内閣官房）

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係

行政文書の開示及び保有個人情報の開示等に係る権限又は事務の委任を受けることができる職員に内閣サイバー官を追加等することとした。（第一条関係）

二　職員の退職管理に関する政令の一部改正関係

在職中の求職の規制の適用除外に関し、国家行政組織法に規定する官房又は局等に準ずる国の部局又は機関として、国家サイバー統括室を追加することとした。（第二条関係）

三　サイバーセキュリティ基本法施行令の一部改正関係

サイバーセキュリティ推進専門家会議の委員の定数や議長の選任方法等を定めることとした。（第三条関係）

四　内閣官房組織令の一部改正関係

国家サイバー統括室を内閣官房に置くとともに、内閣サイバーセキュリティセンターを廃止するもの等とすることとした。（第四条関係）

五　内閣府本府組織令の一部改正関係

政策統括官の定数を一人増やすとともに、その職務に新たに重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく所定の事務を追加することとした。（第五条関係）

六　附則

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行するもの等とすることとした。